

令和3年度 掛川市障害者活躍推進計画に基づく取り組みの実施状況

令和2年4月1日から令和7年3月31日を計画期間とする掛川市障害者活躍推進計画について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項に基づき、実施状況を公表します。

なお、掛川市における障害者活躍推進計画は任命権者ごとに作成していますが、取組状況について情報交換し、ノウハウを共有する観点から、実施状況については取りまとめて点検を行い、公表することとします。

機関名	掛川市
任命権者	掛川市長、掛川市消防長、掛川市教育委員会、掛川市議会議長、掛川市代表監査委員
評価年度	令和3年度
目標に対する達成度	<p>1 採用に関する目標</p> <p>(1) 目標：【実雇用率】当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>(2) 結果：法第42条の地方公共団体の特例認定に基づき、対象となる掛川市の機関の合算値は以下のとおり。 法定雇用率 2.6% 実雇用率 2.77% (R3.6.1)</p> <p>2 定着に関する目標</p> <p>(1) 目標：不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>(2) 結果：不本意な離職者は生じていない。</p> <p>3 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標</p> <p>(1) 目標：アンケート等における結果が前年度を上回る。</p> <p>(2) 結果：アンケート回答数は増加したが、数値的には前年度を下回った。</p> <p>4 キャリア形成に関する目標</p> <p>(1) 目標：毎年度、本人設定による新たな職域を開拓する。</p> <p>(2) 結果：毎年度、所属長等による面接を行い、行政課と連携し本人に適した職場への配置に努めている。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進者として行政課長を選任済み。（令和元年12月4日に選任済み）。</p> <p>○障害者職業生活相談員として行政課職員を選任済み。（令和元年12月4日に選任済み）。</p> <p>○計画作成時には、障がい者である職員を決裁ラインに入れ、原則として年1回（6月）障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を行っている。</p>
(2) 人材面	<p>○身体障がい（視覚、聴覚、内臓疾患等）や知的障がい等の知識を深める研修会や講座を、積極的に受講させた。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<p>○原則として、毎年、在籍している障がい者に対し自己申告票等を活用するとともに、事務事業の見直しや組織のヒアリング等に併せ、職務の選定及び創出について検討を行った。</p>

3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○所属長による面談を定期的実施し、必要な配慮等を把握するとともに、継続的に必要な措置を講じている。
(2) 募集・採用	○大学生を対象としたインターンシップの中で障がい学生からの希望があった場合、また特別支援学校等の生徒から職場実習において希望があった場合は、受け入れを積極的に行っている。 ○広く周知及び募集を行い、障がい者からの応募があった場合、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がい者、精神障がい者及び身体障がい者の積極的な採用に努めた。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わなかった。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
(3) 働き方	○15分単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進した。
(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等について参加の要望があった場合は、研修受講に必要な合理的配慮を行い、受講ができるよう環境を整えている。
(5) その他の人事管理	○所属長によるヒアリングを随時実施し、状況把握・体調配慮を行った。 ○職員が、中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）となった場合、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行っている。
4. その他	
	○障がい者就労施設利用者から職場体験や実習の受け入れについて希望があった場合、受け入れを積極的に行っている。